

意見書案第13号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年9月7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

日本政府防衛省沖縄防衛局は、昨年4月に提出された「辺野古埋立設計変更申請書」において、この沖縄戦跡公園を含む、南部地区、特に糸満市米須地区や八重瀬町の山野の土砂を採掘して辺野古新基地建設の埋め立てに使用する計画を発表しました。

遺骨収集ボランティアの具志堅隆松氏は「戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を使うことは人道上許されない」と訴えています。戦没者の遺骨を埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人の道に反する行為に他なりません。

日本政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定しました。戦没者の遺骨収集を国の責務とした2024年までの時限立法です。何よりも日本政府に求められているのは、この法律を遵守して、沖縄戦戦没者の遺骨を遺族にお返しすることであり、遺骨等を含む土砂を埋め立てに使うなどあってはなりません。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を求めるものです。

記

- 1 悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立て等に使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣